

令和 2 年第 2 回

芦北町議会臨時会会議録

開会 令和 2 年 5 月 1 日

閉会 令和 2 年 5 月 1 日



熊本県芦北町議会

令和 2 年第 2 回芦北町議会臨時会会期日程

月 日	曜日	日 程
5 ・ 1	金	本会議（開 会） 議案審議 （閉 会）

目 次

	第1号（5月1日）	頁
1	議事日程	3
2	出席議員氏名	3
3	欠席議員氏名	3
4	説明のため出席した者の職氏名	3
5	事務局職員出席者	4
6	開会 開議	5
	第1 会議録署名議員の指名	5
	第2 会期の決定について	5
	第3 町長の提案理由説明	5
	第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 令和元年度芦北町一般会計補正予算（第6号）の専決処 分について	6
	第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 芦北町税条例等の一部を改正する条例の制定について	8
	第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について	10
	第7 議案第31号 令和2年度芦北町一般会計補正予算（第1号）	11
7	閉会	24

令和２年第２回芦北町議会臨時会議事日程（第１号）

令和２年５月１日

午前１０時 開会

於 議 場

１ 議事日程

第１ 会議録署名議員の指名

第２ 会期の決定について

第３ 町長の提案理由説明

第４ 承認第 １号 専決処分の承認を求めることについて

令和元年度芦北町一般会計補正予算（第６号）の専決処分
について

第５ 承認第 ２号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町税条例等の一部を改正する条例の制定について

第６ 承認第 ３号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

第７ 議案第３１号 令和２年度芦北町一般会計補正予算（第１号）

（閉 会）

２ 出席議員（１４人）

１番 藤 井 公 輔 君

３番 林 田 燿 宏 君

４番 坂 本 登 君

５番 宮 内 道 則 君

６番 寺 本 順 一 君

７番 古 村 逸 男 君

９番 前 田 徹 一 君

１０番 元 山 秀 志 君

１１番 平 松 洋 一 君

１２番 川 尻 成 美 君

１３番 寺 本 修 一 君

１４番 岡 部 恵美子 君

１５番 草 野 安 道 君

１６番 宮 尾 秀 行 君

３ 欠席議員（１人）

８番 白 坂 康 浩 君

４ 説明のため出席した者の職氏名（９人）

町 長 竹 崎 一 成 君 副 町 長 藤 崎 正 司 君

教 育 長	岩 田 繁 義 君	総 務 課 長	福 田 貴 司 君
企画財政課長	川 尾 敏 浩 君	税 務 課 長	元 山 俊 治 君
福 祉 課 長	内 田 照 也 君	農林水産課長	佐 竹 貴 幸 君
商工観光課長	松 本 俊 造 君		

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	長 崎 十三男 君	次長(課長補佐)	田 代 忍 君
--------	-----------	----------	---------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） おはようございます。

ただ今から令和2年第2回芦北町議会臨時会を開会します。

白坂君から欠席届が出ております。

初めに申し上げます。本日は執行部からの説明員の出席については、議会運営委員会の答申に基づき、議案等に関係する課長のみに出席を求めています。それに伴い、執行部の配席が変わっておりますので御了承願います。

また、新年度最初の議会においては、慣例では新任課長及び出向から帰任した課長に自席から挨拶をいただいておりますが、今回は行わず、次回の定例会に行いたいと思います。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程に従って会議を進めてまいります。

-----○-----

第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮尾秀行君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、5番、宮内君及び6番、寺本順一君の2人を指名します。

-----○-----

第2 会期の決定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間に決定しました。

-----○-----

第3 町長の提案理由説明

○議長（宮尾秀行君） 日程第3「町長の提案理由の説明」を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町臨時会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御出席を賜り、ありがとうございました。

さて、皆様御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症が世界中で蔓延し、国内においても感染者が東京など都市部を中心に急増したことから、4月7日、7都道

府県に新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言が出されました。しかしながら、その後も感染者は全国で増加し、国民生活や経済に更なる甚大な影響を及ぼす状況になったこと等を踏まえ、4月16日、政府は緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大することが決定、発出されました。

こうした中、水俣芦北管内におきましては、現在のところ、感染者は確認されておりませんが、本町におきましても感染の発生は例外でないことを認識し、万全の体制をもって臨む所存であり、緊急ではございますが、当臨時会を招集いたしましたところであります。

それでは、本臨時会に付議しました議案につきまして御説明申し上げます。

まず、令和元年度芦北町一般会計補正予算（第6号）に係る専決処分の承認、芦北町税条例等の一部改正及び芦北町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認、3件を提出しております。また、国難というべき現在の状況を打破するため、令和2年度芦北町一般会計補正予算（第1号）を議案として提案しております。

先ほど申しました新型コロナウイルス感染症に対しては、町執行部、議会、一丸となって優先的に取り組むべきものと考え、昨日成立した国の緊急経済対策補正予算に基づいた当感染症による地域経済への影響を最小限に食い止めるための特別定額給付金事業を始めとした各種施策案を提出いたしております。今後も引き続き、本町の実情を踏まえながら、住民の安全・安心の確保及び地域経済の維持活性化に向け、適時・適切に対策を講じてまいります。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

—————○—————

第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

令和元年度芦北町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について

○議長（宮尾秀行君） 日程第4、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 皆さん、おはようございます。

それでは、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

令和元年度芦北町一般会計補正予算（第6号）を、地方自治法第179条第1項

の規定により、３月２３日に専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者等に対する緊急支援策と、県の事業費確定により、早急に予算を編成する必要があり、予算の総額に歳入歳出それぞれ１，２６５万１，０００円を追加し、総額を１１５億２，１２９万円とするものでございます。

また、第２条で繰越明許費の補正を計上しております。

内容につきまして、予算書をもとに歳出から説明いたします。

予算書の９ページをお開きください。

款３民生費です。項１目２障害者福祉費の４万１，０００円は、特別支援学校の臨時休業に伴い、デイサービスが必要となる利用者に対する障害児通所給付費扶助費です。

項２目１児童福祉総務費の５９３万３，０００円は、小学校の臨時休業に伴い、午前中から開所する放課後児童クラブへの補助金１９３万３，０００円と、新型コロナウイルス感染防止のために保育所等が行う備品購入等に対する保育環境改善等事業補助金４００万円です。

款５農林水産業費です。項１目３農業振興費の８９万７，０００円は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け経営が悪化した農業者に対する緊急支援資金の利子補給補助金５５万２，０００円と、保証料補助金３４万５，０００円です。

目９中山間地域総合整備事業費の３０７万４，０００円は、中山間地域総合整備事業の事業費確定に伴う県への負担金１５３万円と、受益者への農地集積促進事業補助金１５４万４，０００円です。

項２目２の林業振興費２８万４，０００円と、１０ページの項３目２の水産業振興費の４７万２，０００円は、農業振興費と同様、林業者及び水産業者に対する利子補給補助金と保証料補助金です。

款６商工費です。項１目２商工振興費の１９５万円は、新型コロナウイルス感染症の影響により県の金融円滑化特別資金の融資を受けた事業者が支払う利子について、５年間、全額町が補給する災害時等特別資金利子補給補助金７５万円と、事業主が国の雇用調整助成金の助成を受けた際に発生する負担のうち、３分の２を補助する災害時等雇用調整補助金１２０万円です。

次に、歳入について説明いたします。

予算書は８ページになります。

款１０地方交付税です。項１目１特別交付税の１１６万９，０００円は、今回の補正における一般財源を計上するものです。

款 1 2 分担金及び負担金です。項 1 目 1 林業水産業費分担金の 2 9 8 万円は、中山間地域総合整備事業の事業確定に伴う受益者からの分担金です。

款 1 4 国庫支出金です。項 2 目 2 民生費国庫補助金の 5 9 7 万 4, 0 0 0 円は、歳出の款 3 で説明しました 3 つの事業にそれぞれ 1 0 0 % 充当する補助金、交付金です。

款 1 5 県支出金です。項 2 目 4 農林水産業費県補助金の 2 5 2 万 8, 0 0 0 円は、受益者への中山間地域農地集積促進事業補助金に係る県負担分 1 5 2 万 2, 0 0 0 円と、農林水産業者に対する緊急支援金の利子補給費補助金と保証料補助金に係る県負担分、合計 1 0 0 万 6, 0 0 0 円です。

次に、4 ページをお開きください。

第 2 表繰越明許費補正について、説明いたします。

款 3 項 1 介護基盤緊急整備特別対策事業と項 2 保育所等整備事業は、新型コロナウイルスの影響により労務者不足と資材納品遅延により、年度内完成が困難になった事業、また款 3 項 2 保育環境改善等事業から款 6 災害時等特別支援事業は、今回、補正予算計上しており、翌年度に繰り越す予定の事業です。

以上で、承認 1 号の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから承認第 1 号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 1 号は承認することに決定しました。

—————○—————

第 5 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第 5、承認第 2 号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。元山税務課長。

○税務課長（元山俊治君） おはようございます。

承認第2号、専決処分承認を求めることについて、御説明申し上げます。

芦北町税条例等の一部を改正する条例は、地方税法等の改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

今回の改正は、個人町民税関係、固定資産税関係、平成から令和への改元による元号の対応等でございます。

主な改正点について、御説明いたします。

まず、個人町民税関係でございます。条文は、2ページ上段、第24条から第48条まででございます。これは未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しでございます。すべてのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と、男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を同時に解消するための改正でございます。

次に、固定資産税について、御説明いたします。条文は2ページ中段、第54条から、3ページ中段、第75条までになります。これは、近年増加しております所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の観点から、現に所有している者の申告の制度化、使用者を所有者とみなす制度を加える改正でございます。また、新築住宅及び新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置の適用期限が2年間延長となっております。

次に、3ページ中段、第94条から4ページ上段、第98条までは、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しによる改正でございます。また、4ページ中段の附則第8条第1項の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を令和6年度まで、3年間延長する改正でございます。

その他の条文につきましては、平成から令和へ改元による元号の変更が主な改正となっております。

附則としまして、施行期日と経過措置を規定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

-----○-----

第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第6、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。元山税務課長。

○税務課長（元山俊治君） 承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法施行令等の改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

今回の改正は、課税限度額引上げと軽減措置の拡充に関するものです。基礎課税額に係る課税限度額引上げにつきましては、61万円から63万円に引上げられ、介護納付金の賦課限度額は16万円から17万円に引上げられます。

軽減措置の拡充につきましては、低所得者対策として5割軽減と2割軽減の算定基準の見直しを行っております。

まず、5割軽減では、軽減判定所得の算定基準額を28万円に被保険者数を乗じた額に33万円を加えた額としておりましたが、この28万円を28万5,000円とし、5,000円増額いたしております。

また、2割軽減につきましては、51万円に被保険者数を乗じた額に33万円を加えた額としておりましたが、51万円を52万円に1万円増額しております。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行となります。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

-----○-----

第7 議案第31号 令和2年度芦北町一般会計補正予算（第1号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第7、議案第31号「令和2年度芦北町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 議案第31号、令和2年度芦北町一般会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に関連するもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ17億7,489万6,000円を追加し、総額を115億9,789万6,000円とするものです。

予算書は7ページになります。

款2総務費です。項1目15特別定額給付金の17億380万1,000円は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る補正予算が4月30日に成立したことに伴い、感染拡大防止に留意しつつ、迅速かつ的確に家計の支援を行うもので、節1報酬から節13使用料及び賃借料は、特別定額給付金事業の事務費で、総額1,780万1,000円でございます。主に職員手当等421万円や郵便料等の役務費500万1,000円、システム改修委託料250万円などとなります。

次に、節18の16億8,600万円は、4月27日を基準日として住民基本台帳に登録のある町民に対し、1人当たり10万円を特別定額給付金として給付するものです。給付金の申請及び給付の方法は、感染拡大防止の観点から郵送申請方式及びオンライン申請方式を基本とし、原則として口座への振り込みにより行うこととなります。なお、受給権者は世帯主となります。給付の開始は5月下旬からの予定としております。これに伴いまして、申請書の発送を5月中旬から行いまして、その後、受付を開始し、申請期限は郵送申請方式の受付開始から3カ月以内となります。なお、オンライン申請方式の給付の開始は5月中旬からの予定としております。

予算書は8ページになります。

款3 民生費です。項2 目1 児童福祉総務費の2,009万5,000円は、先ほどと同じく国の補正予算が4月30日に成立したことに伴い、小中学校の臨時休校等により新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯に対し臨時特別の給付金を支給するもので、節1 報酬から節1 2 委託料は子育て世帯の臨時特別給付事業の事務費で、総額199万5,000円でございます。主に職員手当等の38万7,000円や、郵便料等の役務費26万7,000円、システム改修委託料83万2,000円などとなります。

次に、節1 8の1,810万円は、3月31日を基準として住民基本台帳に登録のある児童手当受給対象者1人当たり1万円を給付するものです。給付金の支給対象者は、児童手当の受給者となります。申請につきましては、受給者が公務員の場合を除き、申請の必要はございませんが、受給者が公務員の場合は必要書類を添付して、別途申請する必要があるとございます。また、給付日は6月中旬を予定してございます。なお、給付の方法は、児童手当登録口座への振り込みにより行うこととなります。

款6 商工費です。項1 目2 商工振興費の5,100万円は町独自の事業で、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、不要不急の外出自粛が要請され、飲食店経営が特に厳しい状況にあることから、町民に持ち帰りや出前を利用してもらうことで、感染リスクを低減するとともに、町民の消費を喚起し、来店客減少の影響を受けている町内飲食店において1,000円以上利用時に500円を補助する飲食店応援推進事業補助金700万円と、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動に影響を受け支障が生じており、国持続化給付金または熊本県事業継続支援金を受けることが決定した事業者に対し、法人20万円、個人事業主10万円を上限に上乗せして支援する、芦北町事業継続支援金4,400万円です。

次に、歳入について御説明いたします。

予算書は6ページになります。

款1 4 国庫支出金です。項2 目1 総務費国庫補助金の17億380万1,000円は、特別定額給付金給付事業費補助金16億8,600万円と、特別定額給付金給付事務費補助金1,780万1,000円です。

目2 民生費国庫補助金の2,009万5,000円は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業補助金1,810万円と、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金199万5,000円です。

最後に、款1 8 繰入金です。歳入歳出不足額5,100万円につきましては、財政調整基金を補正財源として繰り入れるものです。

以上で、一般会計補正予算（第１号）の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。坂本君。

○４番（坂本 登君） 今、新型コロナウイルス、全国に蔓延、世界に蔓延して、もう本当に危機的状況というか、まずはすべての町民がですね、この意識を共有することが大事ななと思っております。私自身が去年、中国武漢のニュースが出たときには、本当になめておったというか、こういう危機的な考えはありませんでした。それで、正月明けて、だんだんだんだん反省をして、今、減になっているところです。幸いにも、今、先ほど町長がおっしゃったように、水俣芦北では今のところ、感染者は出ていないということですが、いつ出てもおかしくない、そういう認識を共にすることが必要じゃないかと思っております。

その中で、この令和２年芦北町一般会計補正予算を今説明を受けましたが、まず昨日夕方、この資料をもらいまして、１７億円というこの額に対して、芦北町独自の財源がですね、使われて、飲食店応援事業補助金７００万円、芦北町事業継続支援金４，４００万円、計５，１００万円の町長のこの決断というか、素晴らしいと思いますし、評価したいと思います。また、町長は、私ども先月の１６日に町長と懇談をさせていただいた折に、この危機的な状況のときにはスピーディーをもって政治家が判断すべきだということをおっしゃられました。そのとおりのことを実行されたと思っております。

それと、今回、国で補正予算が可決成立しました。その中にはこの予算に含まれているすべての人を対象に市区町村が順次給付する１０万円の特別定額給付金、売上が減った中小・小規模事業者にも最大２００万円、個人事業者にも１００万円を給付する持続化給付金、休業要請に応じて影響を受ける業者への協力金などに充当できる地方自治体への臨時交付金、従業員の休業手当に充てる雇用調整助成金など、緊急経済対策を盛り込んでいます。町民の暮らし、事業者や飲食店の営業を守るために、芦北町は飲食店応援補助金、芦北町事業継続支援金５，１００万円を計上させています。

これらの国の経済対策に上乗せをする形で提案をされています。しかし、この国の経済対策を全事業者、町民に詳しく周知し、すべての対象者に給付が漏れなく行き届くようにしてほしいと思っております。そのへんの相談体制はどうなっているでしょうか。

○議長（宮尾秀行君） 福田総務課長。

○総務課長（福田貴司君） まず、坂本議員の御質問にお答えする前に、この新型コロナウイルス緊急経済対策に伴う定額給付金事業について、少し触れさせていただき

たいと思います。

今、御質問の中にもありましたとおり、給付額は給付対象者につき10万円、受給権者は世帯主、基準日が令和2年4月27日において住民基本台帳に記録されている方です。

まず、申請と給付の方法には、基本といたしまして、郵送による申請、もう1点はマイナンバーカードを活用したオンライン申請があります。給付につきましては、原則申請者本人名義の口座へ振り込むこととなっております。このことを受けまして、本町におきましては、4月20日の国の閣議決定を受けまして、早急に準備作業に入りましたが、国の制度設計において事務手続きに不明な点や、国の申請書様式の決定が4月24日になったことなどから、電算システムの改修に時間を要することとなっておりますが、また加えてDV避難者への特段の対応が求められております。県からの情報提供が5月7日以降になることから、その情報を待つて5月中旬に町内の方に郵送による申請書を一斉発送する段取りをとっております。

また、マイナンバーカードを活用したオンライン申請につきましては、本日5月1日から受付を開始いたしまして、5月15日給付開始、先ほど言いましたように、郵便申請には本日、補正予算を御議決いただき、迅速に事務を進めましても5月20日に給付開始になると見込んでおります。しかし、私たちは1日でも早く町民の皆様のお手元に届くように、精一杯の努力を行ってまいります。また、漏れなく行き渡るようにという御質問でしたので、申請の手続き、また回収した申請書などをしっかり確認し、漏れのないように事務を正確に、またできるだけスピーディーに行っていきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

周知につきましては、防災行政無線あるいは広報紙など、また特別な広報をするなどして、住民の方に十分御理解いただけるような周知徹底を図ってまいりたいと思っております。これには各行政区長さんの協力も賜っていきたいというふうに考えておりますので、御理解ください。

以上でございます。

すみません。訂正でございます。

私、支給日を5月20日と誤って報告しました。郵送での給付開始予定は、5月28日を見込んでおりますので、訂正させていただきます。お願いします。

○議長（宮尾秀行君） 松本商工観光課長。

○商工観光課長（松本俊造君） お答えいたします。

商工観光課のほうでは、飲食店応援推進事業補助金と町の事業継続支援金を独自にPRをしていくというふうなことになりますが、先ほど申し上げましたような広報の特別号等においてですね、事業者の皆様にもお知らせをしていこうというふう

に思っています。

町の制度だけではなくて、やはり今回一番重要なのはですね、やはり国の持続化給付金への申請に漏れがないように周知をするということが一番肝要になってまいりますので、県の制度とも併せてですね、商工会とも連携を取っておりますし、いろんな場面場面でですね、そういう周知を徹底してまいりたいと、できるだけ漏れがないようにですね、我々も努力をしていきたいというふうに思っています。

また、飲食店のクーポンのほうにつきましては、議決後にですね、準備を加速させまして、5月18日頃からですね、最短でスタートさせたいというふうに考えています。その際は、チラシの作成でありますとか、のぼりの制作、それとまとめサイト等も構築した中でですね、飲食店のPRを行ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） やっぱり10万円ですね、特別定額給付金についてはもう全員が対象ですので、大丈夫と思うんですが、やっぱり事業をですね、この持続化給付金、これは欠陥といいますか、50%減額という条件が付いておりますので、45%のところは対象にならないのかというようなこともありまして、なかなか複雑なので、法律ですから、この法律に値する人はもう漏れなくですね、やっぱり周知徹底して相談に乗って、もらえるものはすべてもらう。それに町が今度提案した4,400万円でしたかね、これを上乗せしていくと。そうすると、素晴らしいと思います。まだ県下では、これは初めてではないでしょうか。だから、やっぱりそれをぜひスピーディーにやっていただきたい。

そして、町長にちょっと要望といいますか、全国で緊急事態宣言が何か延長されるような可能性が現実味を帯びてきております。ますます町民の暮らしや町の経済に深刻な影響が出る可能性があります。国に対して更なる追加支援、2次補正を町村会の副会長でもあります町長なので、提案を是非していただき、国に要望していただきたい。もちろん議会としても、町村議長会に提案し、地方6団体、一致団結して新型コロナウイルス感染拡大に対応することではないでしょうか。町長、いかがでしょうか。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 時々刻々と状況は変わっておりますが、それに柔軟に対応して、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。平松君。

○11番（平松洋一君） 議案の第31号ということで、今日は新型コロナ対策の緊急

の内容になっております。今、それぞれ説明がありました、総務費、民生費、商工費、それぞれ被害を受けられた、あるいは今後受けられるであろう方々に対してのその対策でございますが、今、私も、その前に執行部の方々、大変御苦勞様でございます。労いをいたしたいと思います。

今、犠牲を強いられているというのがですね、子どもたちではないかなと、私は思っております。保育園も休み、それから小学校も入学はしたけども休み、中学校も休み、そして今回の予算にはですね、もちろん高校もですが、予算化されておられませんけども、今その実態としてですね、これは3月2日に総理大臣が休校を命じました。その後、熊本県もそれに付随する形で指令を出しましたけども、5月の連休明けぐらいまでかなと思っておりましたが、また27日ですかね、県の教育長から恐らく各市町村の教育長のほうに文書が来ていると思いますが、これも5月いっぱいということで、これまた学校に行けない。家庭でどういう生活をしているんだろう。一番問題なのはですね、やっぱり学習の遅れといいますかね、そういうことだろうと思うんですよ。子どもたちにですね、教育長がおられますのでお伺いいたしますが、これは本当ピンチなんですよ。ピンチは逆に考えようではですね、チャンスになります。昨年3月に一般質問しましたけども、やっぱりこういうときこそオンライン授業だとかそういうのが必要になっていきますね。タブレットも相当準備されていると、環境整備もできたとおっしゃっていましたが、もちろん教職員のですね、一致団結した意識改革も大事なんですけども、まあここはですね、心機一転、恐らく一番心配なのは、今、中学3年生の進学を控えられたですね、保護者さん。どうなっていくとかと思っておられると思いますよ、私は。ですから、考え方としてはですね、いろんな考え方がありますが、もう毎日行かんでもですね、例えば週3回の方法だとか、今後出てくると思いますね。今まで私たちの常識としては、もう月曜から金曜まで学校に行って、それが常識でしたけども、今後どういう形に変わるか分かりませんので、ぜひ今考えられている教育の考え方、それをちょっとお知らせいただいて、それが予算化にされるようであればですね、町長もおられますので、いろんな施策のWi-Fiとか、そういうのを各家庭環境も整えなければですね、ぜひ考え方を聞かせていただきたいと思います。そして、そういう予算があれば6月頃にされるのかなと思いますけども、ぜひ教育長、お答えをお願いします。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 大変ありがとうございます。

非常に子どもたちが困っているのは事実でございます。その中で2月の中旬から臨時の校長会を6回行いました。その中で校長先生方といろいろな検討を行い、協

議を行い、子どもたちのためにどういうことができるのかということで示させていただきましたし、またそれに伴うところの休校措置というのも、教育委員会の中でしっかり協議させていただいた中で、今回、5月7日から5月31日までの休校措置を県の要請に基づき協議を重ねた結果、こういう結論を出したところでございます。

おっしゃられるとおり、タブレットのことにつきましても、今、協議・検討を行っております。早い段階で、やはり整備をお願いしたいということで考えておりますけれども、どうしても財政的なこと、それと併せまして、その先生方のタブレットに対する認知等々も今まさに始まったところでございますので、今後、さらに検討を重ねながら、早い段階で措置を講じてまいりたいと考えているところでございます。

先ほど言われました。ピンチをチャンスに変える、その中で現在、小中学校におきましては、5月の連休明けからの授業については教科書を対象としたところのカリキュラムを作りながら、1週間に1回程度、登校日を設けまして、その中で具体的なところで取組をさせていただこうかということで今検討をして、そのようなところで先生方にもお願いをしているところでございますので、教育委員会としても学校教育に対しまして誠意努力させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 3日ぐらい前だったですかね、テレビ放送されていましたが、高森町では既に3月の13日ですかね、もうオンライン授業をされています。その中でですね、予算がですね、もう全校生徒なんですけど、30何戸かがWi-Fiがなかったということで、わずか予算は30万円ぐらいですけど、付けられて、もう全生徒になって、今オンラインされている。検討はですね、いつでもいいんですけど、もう今は急を要する事態ですから、いち早くリーダーシップを発揮して、こうしていくんだということで強いリーダーシップでですね、ここは教職員がまだ今からとか、そんなことを言うとっても駄目なんです。やってください。これはですね、子どもたちのためです。ですから、9月入学とか、それはもうまだ分からない話です、全く分からない。今できることをですね、どうやっていくか、今なんですよね。だから、それは是非お願いしておきますので、6月の予算でも出ましたら我々は賛成いたしますので、是非お願いいたします。

最後に、町長、考え方をお願いします。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 同感でございますので、しっかりと緊張感をもって迅速にです

ね、そういう対応ができるように、教育委員会との協議を重ねていきたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 商工業振興費の中で、一般財源で措置されております。いつかなと思っておりましたら、今日、5月に入って、こういう臨時会であって、5,100万円の措置をいただいたということで、大変ありがたく思いますし、また今現在でも、今後も執行部の皆さんにおいては非常に危険極まる業務もありましょうし、万全の対策で業務にあたっていただきたいなというふうに激励を申し上げておきます。

そこで、飲食店応援推進事業補助金でちょっと具体的に触れられましたが、売上の中で例えば1,000円の商品があったときに500円の補助とか、ちょっと具体的に触れられたんですけども、この700万円の根拠をですね、どういう試算をされたのか、飲食店というのはどこまであってどうなのかというものもあると思います。要するに、行政の役割は不公平さをなくすことが一番大事ですので、そういうクレームがつかないような状況で網羅しないといけないと思います。

また、国においてもテナントで運営されている商店等には家賃の補助とかもうたわれております。そういう中で、こういうこの飲食店の中では自主的に休まれているところもありますし、売上がゼロになってテナント料は払わにゃいかんということもあるわけですので、そういうことについてはいかが考えておられるのか。

また、芦北町事業継続支援金という4,400万円ありますけども、どの事業所が、上限があると思いますが、その点、ちょっと具体的にお願いします。

○議長（宮尾秀行君） 松本商工観光課長。

○商工観光課長（松本俊造君） お答えいたします。

まず、テイクアウトの事業のほうでございますけれども、公平性の担保というのはおっしゃるとおりだと思いますので、本日の議会を迎えるまでにですね、町内の飲食店が39ございまして、その方々に対してですね、参加の有無について通知を発出しております。現在、対応が可能という24店舗から申請をいただいているところでございます。ここでまず公平性は担保ができているというふうに思います。

それと、700万円の根拠でございますが、今回の事業につきましては、支払い等ですね、円滑さを考慮いたしまして、町の観光協会に一括をしてですね、支出をいたしまして、各店舗の使用実績に応じて支払うという内容となります。当然、この中には事務費関係も含めて支出をいたしますので、その中でチラシ、のぼり、まとめサイトの構築、あとはいろいろな情報発信をやっていくというふうなことになります。

ざっくり言いますと、印刷とか広告費等の事務費が100万円、それとクーポン代で600万円を見ているところでございます。もともとの予算のときは20万円の上限で30事業所を見込んでですね、予算を要求しておりましたけれども、24店舗というふうなことになりましたので、一応アップパーはその25万円ぐらいになるのかなというふうなところで考えているところでございます。

それと、次の家賃補助、テナント料の補助というふうなお話でございましたが、町長からもですね、寄り添っていくようにというふうなですね、強い指示も受けておりますので、その点についてはもう既に御指示もいただいているところでございますので、現在検討はですね、進めているところでございます。

次に、持続化給付金のほうですね。町の事業継続支援金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の方で、国の持続化給付金、または県の事業継続支援金、国は50%以上、県は30%から50%未満となりますが、その対象となられた方に対しまして、町独自で法人については20万円、個人については10万円を独自に上乗せしていくということでございます。

予算の見方としましては、町内事業者が大体630ございまして、この対象が町内に本社を有するというふうなことでなっておりますので、大体630あるうちの約半数に当たるですね、法人が120、個人事業者200を見込んで、今回予算を計上したところでございます。我々もできるだけ国の持続化給付金への申請をですね、できるだけ働きかけていきたいというふうに思っておりますので、これと併せて今現在も事業者の方への説明等は行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。寺本順一君。

○6番（寺本順一君） 早速状況の調査を町のほうでやってもらっておりますけれども、いろいろとその内容が文書で手元に届いたわけでございまして、敬意を表したいと思います。

そういう中でございますけれども、私、漁協に行きましたところが、ここに書いてありますように、価格が半分に落ちたというようなことでございます。40%と書いてありますけれども、非常に今話がありますように、いろいろとそういう問題が生じておるわけでございますけれども、一応全体像を把握して、何をどうすればいいかというようなことを、是非この状況調査の結果を踏まえて練っていただければと考えております。畜産あるいは果樹、第一次産業、林業、漁業、非常に価格の低迷によって問題が生じておるようでございますので、そういうものに対しましても、ひとつよろしく御配慮すべきじゃなかろうかと思っております。

最近の新聞を見ておりますと、昨日、今日あたりは特にこの問題が非常にクロー

ズアップされておるわけでございます。いくつかの町村はいろいろなアイデアをもって、そういう助成事業をやっておるようでございますけれども、そういうよその実態も踏まえながら、最終的に判断をしていただきたいと思いますので、要望しておきたいと思います。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。平松君。

○11番（平松洋一君） 先ほど、私の質問ですね、私が保育園、小中休校と発言したみたいなんですけど、高校と言ったみたいなんです、議事録を見られてですね、もしそういう発言していた場合は、保育園、放課後児童は開始されていますので、そこは訂正をお願いしたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（宮尾秀行君） 寺本修一君。

○13番（寺本修一君） 町独自で展開されます飲食店応援推進事業補助金、芦北町事業継続支援金、それぞれ今質疑がありましたが、町民へ大変素晴らしい町の措置でございますので、周知徹底をするのが大事だろうと思います。

そこで、確認でお伺いをいたします。飲食店応援推進事業補助金は、テイクアウトあるいは出前で頼んだ場合に、1,000円につき500円のクーポン券を発すると。2,000円になると1,000円、3,000円になると1,500円、そういう理解でいいのか。5月18日頃からスタートしたいということですが、利用者も飲食店も大変メリットのある事業でございますので、その点はどうなっているのかお伺いいたします。

それから、事業継続支援金につきましては、先ほど答弁がありましたように、国の50%以上減収の場合に200万円、100万円、県が30%から50%が20万円と10万円で、その対象事業者に町が上乗せをして、20万円、10万円を支援するということで私は理解しましたが、それでいいのか、2点お伺いします。

○議長（宮尾秀行君） 松本商工観光課長。

○商工観光課長（松本俊造君） お答えいたします。

クーポンの使用方法についてでございますけれども、今回はクーポンをですね、各店舗に一定額ずつを渡しておくというふうな形を考えてございます。当然、店舗ごとに品目、そして単価も大きく違いますので、中身としては店舗の自主性を尊重するということしております。町としては、1,000円以上のテイクアウトの際には500円という基準だけ決めさせていただいて、その後についての使用方法についてはですね、店舗の自主性に任せるというふうなことで考えております。いずれにしても、今回の予算措置の目的は、クーポン事業を通してですね、店舗の売上向上に資するというのが最大の目的でございますので、店舗の皆様方には

ですね、趣旨を御理解いただいて有効に御活用いただきたいというふうに思っております。

事業支援金につきましては、今おっしゃられたように、国または県の対象となった方に対して、町が20万円、法人20万円、個人10万円上乗せするというところでございますので、寺本議員おっしゃられたとおり、お見込みのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 寺本修一君。

○13番（寺本修一君） 是非ひとつ素晴らしい事業でございますので、町民に、あるいは事業者にも周知徹底を要望いたしておきます。

それから、現段階では一般財源で5,100万円が措置されておりますが、昨日、補正予算が通りました臨時財政交付金、これがこの対象に5,100万円はなるのかならないのか、国の措置はどうなっているのかお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） お答えいたします。

昨日、国会成立しました補正予算の中に、ただいま御質問がありました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というような名称で交付金が予算化されております。総額1兆円というふうなところでございますけども、何せまだ昨日成立したばかりでございますので、詳細の情報というのは全く届いてございませんけども、4月7日に閣議決定された資料の内容から想定しますとですね、この5,100万円も十分対象となるのではないかというようなことを思っております。また、そのほかにもいろいろとメニューが出てこようかと思っておりますので、きちっと対応してですね、交付金申請をやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり

り可決しました。

ここで、川尻君から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。川尻君。

○ 1 2 番（川尻成美君） ただいま議長から発言の許可を得まして発言させていただきます。

昨年 1 2 月議会最終日、追加日程で発議第 2 号、私に対する議員辞職勧告決議が提出され、賛成多数で可決されました。私は、被疑事件として熊本地方検察庁八代支部で、令和元年 1 2 月 1 3 日、事情聴取が終わり、令和 2 年 3 月 3 1 日付けで不起訴処分の通告がなされたことを、まずもって報告をいたします。

議員発議となる一番の発端は、町長、議長への複数の無記名の投書であると推測をします。この内容を一部議員、政成会に公表されたことにより、こうなったというふうに考えますが、私は 1 1 月下旬にこの投書のことで議長に呼ばれ、議長室で元山議員同行のもと、話を聞かれ、現状を伝えました。

2 回目は、1 2 月の初旬だったと思いますが、草野副議長も加わり、事情を再度聞かれました。今、八代検察庁で事情聴取中であり、その結果をもって私自身の議員としての身分は考えますということをお願いしたわけであります。まさか 1 2 月議会最終日に、議員発議が提出されるとは思いませんでした。私は除斥しておりますので、議会事務局でテレビ観戦をしていましたが、一部議員からその質疑・討論の中で、検察の結果を待って行うのが然るべき措置という質疑もあったようであります。その後、質疑・討論の後、議員辞職勧告決議が賛成多数で可決されました。そして、すぐ閉会でありました。

翌日の熊日新聞朝刊の県南の欄に、この議案内容が掲載されたのであります。私は、熊日新聞のコメントに「家庭内のトラブルの仲裁に入っただけ、相手の身体には触れたが、暴力はふるっていない」と、そのとおり芦北署、検察官にも証言しております。結果が出るまでじっくり待つということでありました。しかしながら、この間の私の心情はいかななものか、皆様方、御推測されますでしょうか。

この議員辞職勧告決議は、私にとって議員生命を大きく揺るがすものであり、私の名誉も失墜された決議でありました。そこで、1 2 月議会の会議録が配付され、目を通してみました。誤解を招く発言や、間違った発言がありますので、この場に立っておりますが、それを申し上げたいと思います。

後で会議録をチェックしてもらえれば分かると思いますが、ページ、8 9 ページであります。草野安道君、その中で「本人から聞き取った以上、間違いはないということで提出した」とあります。2 回目の議長室での事情を説明したとおり、書類送検され、事情聴取を受けていることは間違いないと私は言っております。さも暴

行行為は間違いないという証言したように取られます。これが第1点。

2点目は、元山秀志君、ページ、93ページです。町民から「一部そういう暴力をふるっている姿を見たという声も聞きますし」とある。また、「これは川尻議員本人から確認しました」とありますが、芦北警察署の実証見聞でも証言してあり、事務所駐車場には防犯カメラも設置してあり、誰も人影は確認されたことは芦北署の方も存じ上げております。だから、これは誰の証言かお聞きしたわけでありす。

3点目は、寺本修一君、ページ、94ページ、「議長のところも町長のところにも投書がまいりました」、町長は「その投書を町長としてはどうすることもできないので、議長にこういうのが来ているということで提出されたわけでありす」とあります。議長は、町長宛の投書をすべて見られたのかお聞きをしておきます。また、「湯浦地区の住民の皆さん方、並びに議長を中心として、川尻議員及び被害者の方の事情聴取をいたしました。その結果、暴力行為があったということが認定されました」とありますが、寺本議員、何か検察官のような形で、認定という言葉を決めつけた発言は誠に不適切極まる発言であると思ひ、撤回をしてもらいたい。

また、まだ不満な発言はありますが、以上申し上げましたが、来る6月定例会会期中内での答弁を求めるものであります。なお、このことについても全員協議会の開催が必要というふうに思ひますので、その開催も求めます。

先ほど、今まで述べました事項をまとめますと、3項目ありますので、一つは議会議録による3名の議員の発言に対する修正・撤回を求めるものであります。

2番目は、今後も無記名の投書や怪文書、単なるうわさを取り上げて、議員発議として議案提案するのか、議会申し合わせ事項にその有無を記載する旨、お願いをいたします。

3つ目は、不起訴処分の結果を受け、私に対し、私の名誉回復に対してどういう対応をされるのか、また今回の議会運営の在り方に対して、どう対応されるのか回答をしていただきたいのであります。

以上、3項目に対し、宮尾議長、提出者である草野副議長、議会運営委員会委員、発議賛成者へ明快な回答を求めるものであります。

検察庁から結果も待たず、単なるうわさや無記名の投書を根拠に、議員辞職勧告決議の発議を行ったことに対し、議会制民主主義を揺るがすものであり、言語道断であります。まだ起訴になるのか、不起訴になるのか、捜査中の状況の中で、議員辞職勧告決議の提案は、芦北町憲政史上まれに見る暴挙であり、あまりにも軽率な行為で許し難いもので、議会人として恥に値する行為であります。

以前から無記名の投書や怪文書は取り上げないという申し合わせをした記憶が、私、合併前に記憶しております。こういう議員発議を発動することは、今後すべての議員の活動や言動が委縮する根源になることは間違いありません。

以上申し上げましたが、最後に町長、議長に届いた無記名の投書は保管されていると思います。また、林田議員の被害者への事情聴取を行ったテープもあると聞いておりますので、その内容等精査して、それなりの対応を考えておりますので、追って顧問弁護士より参考書類として提出依頼がありますので、大事に保管しておられるようお願いいたし、私の弁明といたします。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 要望については、議会運営委員会で協議をいたします。

以上で、日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第2回芦北町議会臨時会を閉会します。

御苦労様でした。

-----○-----

閉会 午前11時09分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員